

「子どもの学校参加」の実践的課題

—小・中学校場面に焦点化して—

田代 高章*

(2002年3月20日受理)

Takaaki TASHIRO

A Practical Perspective toward Children's Participation in School Activity

—Focus on Elementary School and Junior High School—

1. はじめに

「子どもの参加」という言い方をした場合、一般的には「授業参加」「学校参加」「社会参加」など、いろいろな使い方がなされる。今日、授業づくりや学校づくりなどへの幅広い子どもの参加の必要性が認識されてきており、学校協議会や学校評議会、三者会議など、子どもの参加を制度として保障しようとする取り組みも見られる。

「子どもの参加」ということが語られる場合、(i) 子どもの参加の場が保障されているのか、といった、参加制度の有無についての議論や、(ii) 学校の管理・運営の場面での参加か、教科や教科外活動の領域での参加か、というような、参加の領域についての議論や、(iii) 教師や大人の決定にどの程度子どもが関わるのかといった、参加の程度についての議論や、(iv) そもそも参加しうる力量を子どもにいかにか育成すべきかという、参加能力形成に向けられた教師の指導性についての議論、などが、問題設定として可能であろう。

それらの問題を含めて「子どもの参加」のあり方を考える場合、基本的には次のような視点からの検討が必要と考えられる。

まず、第一に、「関係変革」の視点である。子どもと大人が、互いに関わり合う関係の中から相互に変容していくという関係変革の方法をいかに考えるかということである。

第二に、「生成の論理としての指導」という視点である。

これは子どもと大人の関係の中において、大人が子どもたちに示し導く部分と、大人が子どもたちと共同していく部分をいかに統一していくかである。

第三に、「エンパワメント」という視点である。

参加の目標はエンパワメントである。つまり、子どもたち自身の参加能力の形成という視点であり、子どもと大人との関係の中での子どもたち自身の質的变化をどう保障していくかである。

*岩手大学教育学部

これらの視点は、授業においても、学級づくりや学校づくりを考えるうえでも重要な視点となると考えられる。とりわけ、「総合的な学習の時間」に見られるように、子どもたちの主体的な課題設定・課題の探究共同・探究の成果の共有化と評価といった一連の授業の流れの中で、探究共同の前提として、子どもたちの意欲的参加の保障であるとか、参加型体験学習の必要性などが主張されたりする。けれども、そもそも「子どもの参加」をいかに理解するか、また、「参加」は単に授業場面だけにとどまるものではなく、学級づくりや学校づくりも含めて、教育活動全体を貫きうる機能的な用語としての性格を有するが、実践場面では、「参加」の意味自体を必ずしも緻密に解釈したうえで使用しているとはいえない。そうであれば、「総合的な学習」において、探究共同型のカリキュラムを構想する場合にも、子どもの参加をいかに理解するかが前提として求められてくる。

以上の諸点を念頭に置きながら、本論では学校づくりにおける「子どもの参加」に焦点化しつつ、そこにおける実践的取り組みをいくつか紹介しながら、授業やそれ以外の領域も含めた学校の教育活動における「子どもの参加」を保障していくための実践的課題について考えてみたい。

2. 「学校評議員」と「学校協議会」

今日、学校運営それ自体に様々な関係者が参加する制度として、「学校評議員」制度と、いわゆる「学校協議会」制度という、その本質的理解を異にする二つの制度が存在する。

まずは、両者の違いについて明確にし、子どもの参加という視点からの意味づけを行う。

(1) 「学校評議員」とその課題

「学校評議員」制度は、学校教育法施行規則等の一部改正に伴って、平成12年4月1日より施行された、法令上の根拠を有する制度である。その趣旨は、地域に開かれた学校づくりを推進するために学校・家庭・地域の連携協力を実現するためという狙いととともに、学校運営に関して、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら円滑な学校運営を進めるところにある¹⁾。

この「学校評議員」は、必置ではなく「設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」(学校教育法施行規則 第23条の3 第1項)とされ、「校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する」(同施行規則 第23条の3 第3項)という選考方法により、「校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる」(同施行規則 第23の3 第2項)というものである。

それは、法規の文言からも明らかなように、地域や保護者に対して学校側の説明責任を果たしうる制度といった、開かれた学校の実現という積極的側面を有するものと理解されがちである。しかしながら実質的に見てみると、地域や学校の創意工夫に基づく特色ある「学校づくり」を、地域の人々の意見の反映のもとに進めているという名目で、校長の強力な指導力を強化する制度として理解できる。つまり、これまでの、学校の硬直性と閉鎖性に対する反省のもとに、地域・学校・家庭の連携を図りつつ、むしろ学校長の強力なリーダーシップのもとに学校を活性化しようとする狙いがうかがえる。

そのこと自体は、学校運営を含めて、教職員以外の外部の識者の意見を聴取するという点では、学校のあり方自体をオープンにするという意義を有するが、他方で、多くの課題を有している。

その課題として、例えば、①評議員はあくまで校長の求めに応じて意見を述べるができるにすぎず、意見の内容をとりあげて学校運営に反映させていくか否かは、校長の判断に委ねられるという点で、校長と評議員における地位が非対等であること、②評議員の人選については、あくまで当該学校の職員以外の教育に関する理解と識見を有する者の中から校長の推薦に基づいて委嘱という、校長の意向に依存した人選方法であること、③評議員は、学校運営に関して意見を求められるが、当該学

校の主体である教職員やさらに子ども（児童・生徒）自体がメンバーとして認められていないこと、などが挙げられよう。

校長の指導性が発揮される反面、教職員や子どもや保護者や地域住民の意思が適切に反映される民主的な制度として機能するか否かは、校長の意向次第という問題性も併せ有しているのである。

この「学校評議員」制度は、各都道府県で着実に浸透しつつある²⁾。

(2) 「学校協議会」とその位置づけ

上記のような「学校評議員」制度に対して、保護者や子どもの参加を基礎にした「学校協議会」ないし「学校評議会」、場合により、「三者協議会」とか「四者協議会」と呼ばれる制度が注目され、また実践的にもいくつかの学校で見られている（以下では、「学校協議会」という用語で統一的に表現しておく）。

この「学校協議会」としての制度は、すでにいくつかの海外の事例が紹介されており、分析検討もなされている³⁾。

ここに、「学校協議会」とは、「生徒参加」、すなわち、生徒が学校や教育行政機関の意思形成において、生徒集団の意思を反映させることを基礎に、学校における教育活動の当事者である教職員・子ども（児童・生徒）・保護者の三者による合議の組織を指す⁴⁾。

そこでの協議事項として考えられているのは、第一に学校での教育活動に関する事項として、例えば、授業の内容、授業方法、教材・教具・教科書の選定、成績評価、学校行事の運営などである。第二に、学校での経営活動に関する事項、例えば、教員配置、施設・設備の充実、校則の制定・改廃、懲戒などである⁵⁾。

つまり、授業の問題や学校行事や学校における教育活動全般が幅広く議論の対象に据えられるという性質を有する。

ここでいう「学校協議会」では、「学校評議員」と異なり、先述の通り、①子どもの参加が前提とされている点が大きく異なる。また、②教職員の参加も想定されている。同時に、③協議に際しては当事者間の対等・平等な意見表明と協議に基づく合意形成が目指されている点も異なる点である。

そこでは、基本的には学校の問題については、当該問題の当事者が話し合っただけで決定するのがもっとも利害の調整としてふさわしいという、民主主義のルールが前提とされている⁶⁾。

もっとも、わが国の状況を見た場合、生徒会自治の発展の系譜に連なる学校づくり実践や、海外の理論動向に影響されつつ子どもを学校の諸問題の解決過程に一部参加させようとする実践も存在するが、それらは、高校段階で実現しているケースが多い⁷⁾。

高校の学校参加ないし生徒参加のケースでは、授業づくりへの生徒の要求が教育内容の決定や教育方法の生徒による自己決定として実現したりするケースも多く、参加の問題が授業構成においても論じられている⁸⁾。

また、「学校協議会」と「学校評議員」とは、相対立する制度であって、それらを二者択一的に捉える傾向もある。確かに両制度は、もともと行政的な管理運営の適正化のために学校を開かれたものにするのか、或いは子どもやその保護者を含めた学校の主たる構成員の意向を幅広く組み入れながらを民主的な学校を形成していくか、という発想の違いに由来するものであり、本質的に相容れない側面をもつ。

しかし、両制度の是非を形式的に論ずるよりも、制度化の有無や名称のレベルを超えて、教師と子どもが協議しながら様々な学校教育活動上の諸問題を解決する方法を、授業から学級づくりから学校

づくり全般に、子どもの参加能力の発達レベルと、子どもの参加能力を高める教師の指導性の内実を絡めつつ追及していくほうが、実りある実践構築にとって有益であろう。

次に、「学校協議会」という名称を必ずしも伴っていないものも含めて、子ども参加の学校づくりが、小学校や中学校の段階で可能であるのか、それらのケースについて特徴をまとめながら見ていく。

3. 「子どもの参加」：小学校におけるケース

①滋賀県近江八幡市立島小学校（後掲資料1参照⁹⁾）

- ・近江八幡市教育委員会からの「学校協議会」の設立の指示を受けて、「学校協議会」制度を設立する。もっとも、そのような指示には教師の不安も大きく、学校で教職員アンケートを実施しながら、協議会についての合意事項を確認している。具体的には、保護者と教職員からなる委員が13名、事務局として学校職員3名が当てられる。
- ・生徒は協議会の構成員ではなく、将来的に委員として参加できることが留保されている。
- ・1999年にスタートする第1回協議会では、子どもの参加についての規約を提案し、子ども参加についての賛同を得る。その後、2000年の第3回協議会で、体操服の変更についての協議に関する、体操服専門部会を子ども委員を募って設置し、三者協議を実施。

②高知県須崎市立横浪小学校¹⁰⁾

- ・土佐の教育改革（1. 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上，2. 子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上，3. 教員の資質，指導力の向上）による「開かれた学校づくり」（1996年にスタート）のあらわれ。具体的には、県レベルでの「土佐の教育改革を考える会」、市町村レベルでの「地域教育推進協議会」（市町村により具体的名称は若干異なる）、学校レベルでの「開かれた学校づくり推進委員会」といった組織を軸に教育改革を展開。
- ・「開かれた学校づくり推進委員会」（1997年にスタート）
 - 学期に1回の開催
 - 構成員（児童会執行部5人，担当教員2名，校長，教頭，PTA代表，地域の人々4～5名）
このうち，児童会では，毎回，4年生から6年生で意見を集約してから推進委員会に参加している。
 - 要求内容：学校施設の改善要求，通学路の交通安全の確保など。具体的には，体育館や旧校舎の改築要求や，交通速度違反の取締り要求や地域での野焼きの自粛要求などが出された。これらの要求は，委員会で取り上げられ，地域代表の委員の働きかけもあり，地域での人々の協力も取り付け，実現化している。

「子どもの参加」の学校づくりの事例は、小学校段階ではあまり見ることができない。公立の小学校では、管理職も含めた教職員の合意が得られないと、なかなか実現しないのが現状であろう。

3. 「子どもの参加」：中学校におけるケース

①長野県上田市立第六中学校（後掲資料2参照¹¹⁾）

- ・「自由参観」

→1996年9月からスタートし、午前8時15分より午後5時までの間で実施され、実施開始2ヶ月で約200名の参観があった。

→参観者の感想は「学校参観だより」として生徒・父母に返す。

→学校と地域・父母との協力的な体制ができる。もっとも、自由参観によっても、教職員と生徒たちとの関係は必ずしも改善されないため、生徒の意見を直接聞いて、学校づくりに反映させようとする取り組みに発展していく。その発端として、いじめ問題について「意見交流会」が開かれる。それが「四者会議」へと発展していく。

- ・「四者会議」(1999年2月20日要綱成立)

→第1回会議(同年7月3日)：部活や授業への要望が出される。

→会議の概要は「上田六中四者会議報告」として全生徒・家庭・代表者に配布される。

②岩手県盛岡市立北松園中学校¹²⁾

- ・1996(平成8)年4月開校(167名の1年生, 13名の教職員)

生徒・保護者・教師の三者の協議による「学校づくり」として位置付けられる。

→1)PTA設立準備委員会, 2)クラブ活動検討委員会, 3)期待する生徒像検討委員会, 4)校則検討委員会, 5)制服・運動着検討委員会, 6)校章検討委員会, 7)校歌検討委員会, 8)学習環境整備委員会の八委員会について、保護者・教職員と生徒側でそれぞれ委員会を作り(ただし, 1)と8)のみ、生徒側委員会は組織しない)、合同協議、および、全体としての全校全構成員集会で議論。

→「制服」について：自由服で良いとする保護者と、制服で良いとする生徒の議論を通じて、組み合わせ可能なバリエーションのある制服の決定と、月2回の土曜の「私服デー」を決定。

→「校則」について：取り締まり規定的な校則は要らないが、学校生活上のきまりは必要という生徒の意見の反映として、「チャレンジ! 私たちの生活公式 想像力+希望+挑戦+夢+協力=北松園中学校」という生活公式を策定

→協議の基本は、単なる多数決による決定だけではなく、少数意見をどう反映させるか。を意識するところまで生徒の考え方が変化していく。ただし、現在は開校時ほど、教職員と保護者と生徒が協議する場面は少なくなっている。

③高知県安芸郡奈半利町立奈半利中学校(後掲資料3参照¹³⁾)

- ・協議型の学校づくり実践

→生徒・教師・保護者による「三者会」の実施：「共和制推進要項」(1999年)

(1998年度に実施した保護者・生徒へのアンケートをもとに、それぞれの要求を集約し、第1回の三者会への要求事項として提起され、翌1999年度より、「共和制推進要項」として教育計画の指針となっている。

- ・教師と生徒の共同による授業改善の方法として、授業における「ふりかえり表」(授業評価)を活用¹⁴⁾。
- ・「三者会(生徒・保護者・教職員)」の取り組みは、1998年度(1999年2月)にスタートする。ただし、その後、保護者の参加が減少、生徒の要求も年々減少傾向といった課題もみられる。

④埼玉県越谷市立栄進中学校¹⁵⁾

- ・学校五日制に関する基本方針(1995年1月)
 - 「子ども・父母・教師の三者の協議と合意を…子ども・父母の願いや要求に耳を傾け、大切に。そのために、三学期に子ども代表・父母代表・教師の三者による協議会を数回開催する。できれば来年度も継続する。」と三者協議会設置に向けて明文化される。
- ・三者協議会(子ども・父母・教師)が、1995年2月に発足する。
 - 協議会は決定権を持たないが、学校運営に生かすべく協議会での要求を職員会議で提案することとなる(例えば、朝部活後の軽食について)。

4. 「子どもの参加」の実践的課題

(1) 「参加」を理解する三つの視点

1) 関係変革の視点

「子どもの参加」には、子どもを権利行使の主体、意見表明の主体として捉えるという論理が働いている。しかしながら、現実には、「子どもは未熟である」、「子どもは未だ大人でない存在」との見方の反映として、大人-子どもの関係は、一方的な支配-被支配の関係、ないし、主体-客体の関係として理解されがちであることも否定できない。そこでは、子どもは大人によって、いかようにも操作されうる対象でしかない。「子どもの参加」が主張される場合、このような関係性を是認するような、大人側の子ども観が問われている。

その点、子どもを権利行使の主体としてみるということは、子どもも大人と同様に、自己の有する権利を主張(行使)しようという、対等な権利保持者としての主体-主体関係を措定する¹⁶⁾。

しかし、一方で、子どもが権利行使の主体であるといったところで、例えば小学校段階の早期から、実際に権利を行使できるのか、あるいは、実際に意見を表明できるのか、といった疑問も当然つきまとう。

むしろ、「子どもの参加」で重要なのは、いかなる子どもであれ、子どもを一人の人格的存在として認めるという「子ども観」を前提に、子どもは大人(教師・保護者など)とのかかわりを通じて、権利を行使し得ない存在から権利を行使しようする存在へと生成発展していくと同時に、働きかける大人側も成長発展するという、関係性を通じた相互の変容、つまり、「関係変革の視点」が必要となる¹⁷⁾。

2) 生成の論理としての指導という視点

教師と子どもの関係変革は、教師側の働きかけなくして成立しえない。子どもが参加の主体であるといっても、また、参加の場面を具体的に保障しても、子どもたち自身に自立的な自己決定に基づく協議と共同決定をなし得る力量がなければ、「子どもの参加」は、あくまで擬似的な参加でしかない。

そこでは、教師の働きかけの結果として、子どもはその自己決定に基づく主体的な参加の能力を生

成発展させていくことができる。主体としての子どもを認めた上での、子どもの発達保障に向けられた教師の指導の必要性である。

また、子どもの生成発展に向けられた教師の指導も、教師の一定の意図（例えば、「子どもの参加」保障と自治能力の形成）が、子どもたちと関わるなかで創造的に発展していくという、指導内容の共同による生成発展も柔軟に含んでいる。

このような、相互の生成の論理としての指導観が求められる。

3) エンパワメントの視点

子どもの生活上あるいは学習上の参加の実現は、子どもたちのエンパワメントの実現に不可欠である。

参加における「関与」のレベルであれ、「決定」のレベルであれ、参加は、個々の子どもの満足いく自己の存在証明と、多様な人々との共同により成り立つ民主主義社会における前提条件であるという二重の意味において、エンパワメントの実現の必要条件となる。つまり、「子どもの参加」を通じて、子どもたち自身の意識が変化を遂げているか、また、それを支える大人の意識も変わってきているのかということと、実際に子どもたちが自らの問題を大人たちとともに協議・解決し、責任を持って実行できるだけの力量が高まっているかが、エンパワメントの視点から求められるのである¹⁸⁾。

(2) 「参加の段階」について

また、様々な定義づけを含む「参加」という多様な概念を、参加の形態という視点から類型化すれば以下のように分類できる。

A) 「大人主導—大人決定型」の「子ども参加」(出席, 集合)

⇒子どもは単にそこに居合わせているだけで、主張の機会はない

B) 「大人主導—子ども関与型」の「子ども参加」(関与, 協力)

⇒子どもの主張は決定に反映されるが、企画・立案はあくまで大人

C) 「大人と子どもの共同決定型」の「子ども参加」(決定, 参画)

⇒企画・立案段階まで含めて、大人と子どもが協議し合い共同で決定

基本的には、A) → B) → C) の流れが一つの発展の展開として想定されるが、必ずしもその流れのみに限定されるものではなく、相互に関連し合う。

厳密には、A) = 非参加、 B) C) = 参加といえよう。

(3) 「教師の指導性」について

また、「子どもの参加」を具体的に保障する教師の指導性についても、専制的・自由放任的・民主的という一般的なリーダーシップの三類型に基づき指導概念を類型化すれば、次のように考えられる。

イ) 権威的伝達型指導

ロ) 民主的対話型指導

ハ) 自由放任型指導

「子どもの参加」を組織しながら、教師として子どもと関わり、子どもの参加能力を形成するためには、子どもの声を聞くということから出発する、民主的対話型の指導が求められよう。

(4) 「参加要求の主体」について

上記の実践は様々な背景と意図をもって存在しているが、それらを誰の要求に基づく「参加」なのかという視点で類型化すれば以下のように分類できる。

1) 行政側（地方自治体を含む）からの要求としての「子ども参加」

⇒政策的意図を主要な背景にした学校経営・学校づくりの手法としての子どもの参加

- ┌・教育上の諸問題解決の便法としての参加（学校の秩序や権威回復を含む）
- └・子どもの発達保障や権利保障のための参加

*土佐の教育改革、鶴ヶ島の教育改革（後掲資料4参照）など。

2) 学校側（主に管理職）からの要求としての「子ども参加」

⇒学校管理・運営の直接の責任者としての管理職の学校経営手法としての子どもの参加（保護者からの要求や突き上げに対処する手段としての子どもの参加も含む）

- ┌・当該学校の諸問題解決の便法としての参加
- └・子どもの発達保障や権利保障（参加能力形成）のための参加

*岩手県盛岡市立北松園中学校など。

3) 教師側からの要求としての「子ども参加」

⇒学校・学級経営，学校・学級づくりのための子どもの参加

- ┌・当該学校や学級の諸問題解決の便法としての参加
- └・子どもの発達保障や権利保障（参加能力形成）のための参加

*滋賀県近江八幡市立島小学校，長野県上田市立第六中学校，など。

4) 子ども側からの要求としての「子ども参加」

⇒子どもの意見表明権や自治権の行使による子どもの参加

5. おわりに

今日の「子どもの参加」の実践的課題は、子どもの学校参加をどのようにして制度的に保障していくかにある。しかしながら、この課題は、単なる学校運営や学校経営ないし学校づくりといった大きな視点にとどまることなく、学校における具体的な教育活動全般に関わる問題である。子どもの教育

活動への参加を保障することの意義は、一つは、参加によって子どもの意欲と自信を深め、子ども自体の能動性や自主性を引き出しうることにある。そのことを通じて子どもたちの自尊感情を高め、アイデンティティ形成を促進させることが可能となる。もう一つは、参加は、民主主義社会の形成にとって不可欠の手段であり、「子どもの参加」は、子どもの参加能力と参加を通じた責任能力を高め、ひいては、社会の形成者あるいは、社会の創造者として、民主主義社会の担い手を育成する方法足りうることである。

もちろん、子どもは当初から参加能力を有するものではなく、参加能力を形成するための他者、とりわけ大人の働き掛けが必要になる。

「子どもの参加」の課題は、さらに、学校づくりから学級経営ないし学級づくりにおいても実践化されうるとともに、授業づくりへと展開される。授業づくりにおける「子どもの参加」は、授業における主題決定（学習内容の決定過程への参加）や授業における具体的な調査や探究活動（学習方法の決定過程と学習活動それ自体への参加）、そしてまとめと発表や学習評価への参加へと連なっていく。学校づくりや学級づくりや授業づくりへの「子どもの参加」は、必然的に、子どもの共同性や集団の教育力を内在するものである。これらの「子どもの参加」は、例えば、授業においては「総合的な学習の時間」において十分保障可能なものである。子どもたちの主体的、自主的な課題設定に際して、その決定過程への「子どもの参加」が求められるであろう。また、具体的な探究共同活動は、主題決定への子ども自身の参加が保障されていてこそ、意欲的・能動的に活動が深まるであろう。さらに、探究共同の活動の成果を発表しあうことは、学習内容の共有化を実現し、他者との関係を発展させる契機となりうるし、その後の子どもの自己評価や他者評価や相互評価などの手法は、他者を通して自己の学習の意味づけを実現し、自己を振り返る契機となるであろう。

（本稿は、日本教育方法学会 第37回大会（於：岡山大学）課題研究「『子どもの参加』による教育活動の編成と展開」における提案資料に加筆修正したものであり、また、平成13年度科学研究費補助金〔基盤研究C-2 課題番号12610232〕による成果の一部である。）

- 注 -

- 1) 「学校評議員」制度は、もともとは中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月21日）のなかに示されたものである。
- 2) 「学校評議員」の各都道府県における設置状況については、2001（平13）年4月1日現在の全国的な状況が、文部科学省の調査により報告されている。それによると、例えば、都道府県立および指定都市立学校において、設置団体は、全59団体中34団体（57.6%）という結果になっている。（詳細は、文部科学省「学校評議員等の設置状況について〈概要〉：2001年8月9日発表を参照）
- 3) 海外における子どもの学校参加について触れた論文は多く見られるが、比較的まとまった文献として、喜多明人・坪井由実他編『子どもの参加の権利』（三省堂 1996年）、勝野尚行・酒井博世編『現代日本の教育と学校参加』（法律文化社 1999年）がある。
- 4) 「生徒参加」については、日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房 1993年 413-415頁、市川

昭午・永井憲一監修『子どもの人権大辞典』エムティ出版 1997年 532-533頁などを参照。

なお、「学校協議会」について、三者の構成員を考える場合も多いが、学校の管理責任者としての校長を別途、構成員として考える場合もあり、また、保護者を越えて地域住民が参加することを想定する場合もあり、その形態は多様である。

- 5) 同上書『子どもの人権大辞典』参照。
- 6) このような「参加」それ自体の意義については、拙論『『総合的学習』における子ども参加型のカリキュラム構想』岩手大学教育学部研究年報 第61巻 第1号 2001年参照。
- 7) 生徒会自治の戦後日本の発展上に生徒参加を位置づけるものとして、田久保清志「戦後日本の高校における生徒参加」(柿沼昌芳・永野恒雄・田久保清志『高校紛争－戦後教育の検証』批評社 1996年所収)があり、具体的な高校のケースとしては、鈴木顕定「三者会議による学校改革－千葉県立小金高校の親の学校参加」(『季刊 人間と教育』第17号 旬報社 1998年所収)や、落合康隆「軽井沢高校三者会議の実践」(『教育』No.664 国土社 2001年5月号所収)や、宮下与兵衛「参加型学校運営への取り組み－長野県立辰野高等学校の三者協議会」(小島弘道編『学校経営改革の考え方・進め方 第Ⅵ巻 地域住民の学校運営への参画』教育開発研究所 2001年所収)などがある。後者の3論文は、いずれも当該高校の教師が、自校の状況を報告したものであり、その現状を十分理解することができる。
- 8) 授業における自治ということで、授業におけるテーマ設定が教師と子どもの対等な協議によりなされたり、学び方を生徒自身の意向に委ねながら教師がその方向性をコーディネートしたりする、教師と生徒の共同決定を目指した実践として、吉田和子の高校実践がある(吉田和子『『現代生活』を読む授業－「学校知」をこえる授業づくり』(教育科学研究会編『現代社会と教育第4巻 知と学び』大月書店 1993年所収)
また、「総合的学習」における、子どもの参加の発展段階とそれに基づくカリキュラム構想については、拙論『『総合的学習』における子ども参加型のカリキュラム構想』(岩手大学教育学部研究年報 第61巻 第1号 2001年)を参照のこと。
- 9) この島小学校については、植田一夫「学校を地域に開くということ」(『生活指導』2001年1月号)、植田一夫「いっしょに悩んだり、話したりしながら進めよう」(『生活指導』2001年8月号)を参照。
- 10) 高尾和伸『『土佐の教育改革』と学校をめぐる状況』『生活指導』2001年4月号参照。
- 11) 前・上田市立第六中学校教諭：皆川宏「地域・父母との協力・共同の学校づくり」『教育』1999年9月号、および日本教育学会第59回大会(於：名古屋大学)シンポジウム「『グローバル時代に問われる教師の総合的能力』における、皆川宏氏の提案配布資料「生徒・父母・教職員による協力・共同の学校づくりをめざして－「学校自由参観」から「四者会議」へ－」を参照のこと。
なお、上田第六中学校の「学校自由参観」については、朝日新聞2000年12月25日付記事でも紹介されており、全国的に見ても先駆的な取り組みである。
- 12) 詳細は、盛岡市立北松園中学校『わたしたちの手づくり学校物語』明治図書1999年、保護者の声として、井上和「父母・子ども参加の学校づくり」『人間と教育』第15号 1997年、同じく保護者から、岡崎正道『校則はいらない』明窓出版 2000年、を参照。
- 13) 野村幸司「検証・『開かれた学校づくり推進委員会』」『教育』1999年4月号。その他、奈半利中学校の取り組みは、「土佐の教育改革フォーラム」(1998年8月23日)における「開かれた学校づくり」の取り組みとして紹介されている(浦野東洋一編『学校評議員制度の新たな展開「開かれた学校」づくりの理論と実践』学事出版 2001年、119-142頁参照)。高知県では、奈半利中学校に限ら

- ず、県の主導のもとに県下の小・中・高で学校改革が目指されているしかし、その内容は必ずしも一律ではないし、取り組みの意欲に違いも見られる。
- 14) 教師と生徒の共同による授業評価を行っている点も、奈半利中学校における子ども参加の授業づくりの特色である。「ふりかえり表」は教師が作成し、授業のわかりやすさや、授業への興味など、4段階で生徒が授業を評価するものであり、年7回実施されている。教師と生徒が意思疎通を図りながら、授業改善に向けて共同で努力している様子がうかがえる。なお、奈半利中学校の授業評価については、NHK BS1インターネット・ディベート「教師を問う - 教師への通信簿は誰がつければいいのか?」でも紹介された。
- 15) 笠原昭男「子ども・親・教師による三者協議会の試み」日本生活指導学会編『生活指導研究 第17号』エイデル研究所、2001年 参照。当時の栄進中学校の教師の立場から、その様子が紹介されている。
- 16) 教育における教師と子どもの主体-主体関係についての初期的論稿に、尾関周二『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』（大月書店 1989年）があり、その後もいくつかの論文が出されている。
- 17) 子どもの参加における関係変革の視点の意義については、拙論「子ども参加における関係性の質的发展について」（岩手大学教育学部研究年報 第59巻 第2号 1999年）を参照のこと。
- 18) 拙論「子どもの権利とエンパワーメント」（日本生活指導学会編『生活指導研究16』エイデル研究所 1999年）参照。

参 考 資 料

資料1：滋賀県 近江八幡市立島小学校の学校協議会合意事項

学校協議会制度に向けての合意事項。

1. 協議会への諮問は職員会の十分な討議と合意を得て、校長が行う。
2. 協議会で話し合われたことは事務局が職員会に報告する。
3. 協議会の諮問内容については、職員会の決定を優先させる。
4. 協議会を構成する委員は、子どもを学校に通わせている保護者と教職員を中心に組織し、将来子どもが参加できるようにする。
5. 協議会の事務局は教頭・教務が担当し、その運営にあたる。
6. 協議会の話し合う中身として、お誕生会の在り方、地域教材の発掘について、新教育課程についてなど。

このような合意を基本として規約を策定する。

資料2：長野県上田市立第六中学校の「四者会議」

「上田六中の学校づくりを考える生徒・保護者・地域・教職員の四者会議」

(※略称 上田六中四者会議)

(目的)

上田市立第六中学校の生徒・保護者・地域・教職員が、積極的に協力しあってよりよい学校づくりを考える。

(組織)

生徒・保護者・地域・教職員の代表によって構成するが、必要に応じて代表以外の関係者にも参加を求める。

- ・生徒の代表9名（生徒会正副会長，各学年生徒会正副会長）
- ・保護者の代表6名（PTA正副会長，各学年会長）
- ・地域の代表者5名（地域の教育関係団体の代表）
- ・教職員の代表4名（教頭，教務主任，生徒会顧問，生徒指導係）
- ・事務局は，上田市立第六中学校内に置く。

(運営)

- ・会議は，学期に1回を目安に開催する。ただし，各代表から要請があった場合等は，必要に応じて開催することができる。
- ・会議は，学校運営上の特定権はないが，話し合った内容については，代表は各機関にきちんと報告するとともに，学校運営に生かされるように努力する。
- ・話し合う内容は，学校生活に関わること（校外生活で学校生活に関わることも含む），学習や進路に関わること，生徒会や部活動に関わること，学校設備に関わることなど，よりよい学校をつくるためのこととする。
- ・関係者の傍聴は原則として自由である。

(その他)

- ・運営に関わって必要なことが生じた場合は，その都度話し合う。
- ・この会議は，1999年2月20日をもって発足する。

資料3：高知県安芸郡奈半利町立奈半利中学校「共和制推進要項」

2001年度開かれた学校づくり

奈半利中学校，共和制推進要項（一部抜粋）

我々はこの奈半利中を目指す学校像の「仲よく楽しさに満ち，一人一人が夢を育める学校」に近づけるためには，生徒と教職員そして保護者の三者による協調の，新たな方法や考え方を工夫しなければならないと考えた。それはあたかも地域の方々に支えられ，三者が共和制をとり共に悩み考え，目指す学校像に至る道を模索してゆく姿でもある。またこの取り組みは将来的には生徒や保護者も可能なかぎり学校経営や運営にまで参加して，それぞれの立場に応じた権利と責任を自覚し合い，三者にとって魅力的な学校を創造することを目指している。そのために以下に示す各項目は，その進展状況によってその都度に改善をする必要がある。

1) 目的

お互いに要求や要望を出しあい、その事の実現を目指し活動をする。しかしそれだけに留まらず、様々な問題に対して共通理解を深め奈半利中の「生徒、保護者、教職員」としての連携の質を向上させ、三者がそれぞれの立場で責任と権利に基づき、学校生活を活性化するための主体者意識を持ち、目指す学校像に近づく。

(中略)

3) 当面何をするのか

- 1) 生徒、保護者、教職員の意見や要望を掘り起こし、集約したものを三者で話し合うことによって共通理解を深め、共に問題解決の方法を見だし、具体的な実践を積み上げる。またその過程の中で生じる様々な課題に対しては、それぞれの立場に応じた権利と責任を尊重し合って進める。
- 2) 学校は必要な情報を、個人のプライバシーに配慮し、積極的に公開する。

4) 方法

- 1) 三者がそれぞれの立場で年一回、改善要求書を作成する。
(内容については、直接学校に関することについては制限をしない)
- 2) 出された要求書に三者がそれぞれの立場で質疑をし、理解を深める。
- 3) 合意されたことは、次年度の学校運営で実施する。
(確認されたもので必要なことは、即刻実施する。年度途中の合意でも可能)

(中略)

6) 各、要求書の項目

〈生徒用〉

- 1) 学校に対して
 - ①授業、学習、生活について質問や要求。
 - ②施設や設備について質問や要求。
 - ③部活や服装、生活規定について質問や要求。
 - ④何か新たにしてほしいことや配慮してほしいことの質問や要求と、その理由。
- 2) 保護者全体に対して (各家庭での個人的なことではない)
 - ①何か新たにしてほしいことや配慮してほしいことの質問や要求と、その理由。
- 3) 自分たちが生徒会活動として、何か取り組むことや気をつけることの見解。
- 4) その他
(以下、省略)

資料4：埼玉県鶴ヶ島市教育委員会〔学校協議会設置指針〕（1999年7月22日）

1. ○○○学校協議会（仮称）設置の目的

子ども、保護者・家庭、地域、教師それぞれが情報を共有するとともに、学校運営に意見が反映できる場として学校単位で設置する。

2. 学校協議会で取り組む内容

- (1) 学校・家庭・地域の情報の共有化について
- (2) 学校の地域社会への貢献について
- (3) 地域の教育力の学校への活用について
- (4) 子ども主体の学校づくりについて
- (5) その他、学校協議会の設置目的を達成するために必要なこと

3. 学校協議会委員（例）

- (1) 児童生徒代表
- (2) PTA組織から選出された者
- (3) 地域住民の組織から選出された者
- (4) 高齢者の組織から選出された者
- (5) 子どもの健全育成の組織から選出された者
- (6) 教職員代表
- (7) その他、校長が委嘱した者

〔留意事項〕

- ◇各学校において、開かれた学校づくりの必要性について共通理解を十分に図る。
 - ◇協議会委員は必ずしも団体の代表である必要はなく、地域ぐるみで子どもを育てていくという視点に立った人を選考する。
 - ◇選出区分の各委員は2～3名程度とし、校長が委嘱する。
 - ◇協議会の委員長、副委員長は各委員の互選とする。
 - ◇会議は委員長が招集する。
 - ◇校長は必要に応じて、委員長に会議の招集を求めることができる。
 - ◇校長は協議会の委員にはならないが、全ての会議に出席し、必要な説明と意見を述べる。
 - ◇会議は全委員及び校長が出席するが、協議内容において教育的配慮が生じる場合、児童・生徒の出席は校長が判断する。
 - ◇学校運営・管理等の責任者である校長は、協議会の意見を踏まえながら、学校の自主性、自律性を保持した学校運営を行う。
- なお、すでに校長が主体となった協議会等を開催している学校については、その実践を生かしながら、開かれた学校づくりに努める。

(埼玉県鶴ヶ島市教育委員会)